

青森県後期高齢者医療広域連合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

令和六年一月十六日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西秀記

青森県後期高齢者医療広域連合規則第一号

青森県後期高齢者医療広域連合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 青森県後期高齢者医療広域連合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第一号中「百分の百十四以上百分の百九十」を「百分の百十九以上百分の二百」に改め、同項第二号中「百分の百三以上百分の百十四」を「百分の百八以上百分の百十九」に改め、同項第三号中「百分の九十二」を「百分の九十七」に改め、同項第四号中「百分の八十四」を「百分の八十九」に改める。

第二十二条第一項第一号及び第二号中「百分の四十五」を「百分の四十七・五」に改め、同項第三号中「百分の四十三」を「百分の四十五・五」に改める。

第二条 青森県後期高齢者医療広域連合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第一号中「百分の百十九以上百分の二百」を「百分の百十六・五以上百分の百九十五」に改め、同項第二号中「百分の百八以上百分の百十九」を「百分の百五・五以上百分の百十六・五」に改め、同項第三号中「百分の九十七」を「百分の九十四・五」に改め、同項第四号中「百分の八十九」を「百分の八十六・五」に改める。

第二十二条第一項第一号及び第二号中「百分の四十七・五」を「百分の四十六・二五」に改め、同項第三号中「百分の四十五・五」を「百分の四十四・二五」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の青森県後期高齢者医療広域連合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和五年十一月一日から適用する。